令和９年度 児童クラブ入室申込みについて

令和９年４月１日から市立児童クラブに入室を希望される児童の申込み受付を、次のとおり行います。**現在入室中の児童が入室を希望する場合も、再申請が必要**となります。

１　申込み期間

第１希望の児童クラブへ、児童の保護者が、直接、申込書類を提出してください。
お申込みの際、状況の聞き取りを行います。

	受付期間	受付時間	結果の発送
一次審査	**令和８年１１月１６日（月）～１１月３０日（月）**	**平　日：１２時３０分～１４時** **土曜日：９時～１５時** **※児童館内のクラブ** **平日：９時～１４時、土曜日：９時～１８時**	**令和９年２月上旬頃**
二次審査	令和８年１２月１日（火）～令和９年１月２９日（金）	各児童クラブの開室時間内	令和９年３月上旬頃

※　二次審査は、受入れ可能人数に空きがある場合や、辞退等で空きが生じた場合に、追加の受入れを行うものです。

２　申込みに必要となる書類

※⑶は２人目（兄姉）以降コピー可

	必要書類	備考
⑴	**児童クラブ入室申込書・児童調査票（両面）**	**必ず入室申請時チェックシートを確認してください。**
⑵	入室を希望する児童に疾病や障害等がある場合は、診断書や手帳の写し	診断書等により保育の必要性を審査し、優先順位が高くなる場合があります。
⑶	**保護者及び１８歳以上６５歳未満の方の保育ができないことを証明する書類　※１、※２**	令和９年４月時点の状況を証明する書類を、提出してください。

※１　保護者の方は、必ず⑶の提出が必要です。また、以下の①～④に該当する１８歳以上６５歳未満の方も、原則として⑶を提出してください（保護者以外の方は、⑶の提出が無い場合でも申請を受け付けますが、提出期限内に提出がない場合、優先順位が低くなります。）。

① 同居の方（世帯分離している場合も、提出をお願いいたします。）
② 同一敷地内の別棟に住んでいる方
③ 隣接地に住んでいる方
④ 自宅以外を下校場所として指定校変更を行っている場合に、下校場所に住んでいる方

※２　保育ができないことを証明する書類は、以下のとおりです。詳細は、「児童クラブのしおり」を、御確認ください。

① 仕事のため保育ができない方…**「就労証明書」**（不定期勤務の方はシフト表を添付）
② 仕事以外の理由で保育ができない方…**「申立書」＋「証明書類」**

3　入室対象となる児童

条件			
⑴	小学校１年生から６年生であること。		
⑵	昼間、保護者が、就労、疾病、出産、障害、介護・看護、就学、被災、求職中等で保育ができないこと。		
⑶	保護者が就労している場合	１～３年生	**１４時３０分**以後に保育ができない日が、月曜から土曜の間に**週３日（月１２日）**以上あること。※１
		４～６年生	**１５時３０分**以後に保育ができない日が、月曜から土曜の間に**週３日（月１２日）**以上あること。
	保護者が就労以外の場合	申立書及び添付書類において、保育が困難であることが確認できること。	

※１　新１年生は、入学当初（４～５月頃）半日授業等が多いため、授業終了後に保育ができない方（**１４時３０分以前**に勤務が終了する方）も対象となります。なお、入室期間は**５月末日まで**となります。

4　入室者の決定

⑴　入室者の決定：入室審査を行い、保育の必要性の高い方から入室者を決定いたします。入室決定は、申込み順ではありません。

⑵　小学校区内に複数の児童クラブがある場合

・各クラブで入室者数の調整を行います。

・特に、新１年生はより多くの支援が必要なため、第１希望にかかわらず入室するクラブを調整することがあります。そのため、「第２希望以下」の御記入をお願いします。（記入がない場合は、保留（待機）となることもあります。）。

⑶　定員により児童クラブに入室できない場合や、第１希望のクラブに入室できない場合がありますので、御了承ください。

5　よくある御質問等

（１）保護者が**育児休業中**の場合について
　令和９年４～５月中に育児休業から復帰される方は、４月１日の申込対象となります。なお、児童クラブを利用いただけるのは、職場復帰後からとなります（入室が決定した場合は、４月１日から児童クラブの籍を確保します。５月以降に育児休業から復帰される場合、４月中は休室していただきますようお願いします。入室説明会等の際に、児童クラブ職員にお申し出ください。）。
　令和９年６月以降に復帰される方は、令和９年４月以降にお申込みください。

（２）**転居予定**の場合について
　令和９年４月時点の小学校区で、申込みが可能です。御希望の児童クラブに、直接お申し込みください（転居等の手続きをしていなくても、申込み可能です。）。
　なお、児童クラブ入室申込書の住所欄は、現在の住所を御記入ください。また、「異動届」に転居後の住所を記載して添付してください。

（３）４月までに**勤務先や世帯構成等が変わる**場合について
　入室申込み時点（１１月）から入室（４月）までの間に、勤務先や世帯構成等が変わる予定の方については、令和９年４月現在の状況でお申込みください。

（４）小学校区に**複数の児童クラブがある場合**の違いについて
　公立の児童クラブは、すべて運営方法（開室時間や料金等）は同じです。児童クラブの場所や施設の状況、実施する行事等の違いがございますので、必要に応じて見学していただき、希望するクラブを決めてください。

（５）**長期休業（夏休み）等の申込み**について
　長期休業期間の御利用を希望される方の申込みは、おおむね下記の通りを予定しています。
　近くなりましたら、保育課、各児童クラブにお問い合わせください。
　●夏休み…６月中旬ごろ　●冬休み…１１月中旬ごろ　●学年末・春休み…２月中旬ごろ